

新宿区保育ルーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区が実施する保育ルーム事業について必要な事項を定め、区民が安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育ルーム事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）及び同項に規定する業務を目的とする認可外の保育施設において保育を行う事業（以下「3歳児以上児保育事業」という。）をいう。
- (2) 保育ルーム 保育ルーム事業を行う施設をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、法第4条第1項第2号に規定する幼児を現に監護する者をいう。
- (4) 施設長 保育ルームの事務を管理し、所属職員を指揮監督する者をいう。

(実施基準)

第3条 保育ルーム事業（以下「本事業」という。）の実施基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。ただし、区長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

- (1) 小規模保育事業のみを行う保育ルーム 新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新宿区条例第28号。以下「基準条例」という。）の基準を満たすこと。
- (2) 3歳以上児保育事業を行う保育ルーム 次に掲げるとおりとする。
 - ア 基準条例（第30条第4項及び第32条第4項を除く。）の基準を満たすこと。
 - イ 施設長として専任の常勤職員を配置すること。

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所等は、区長が指定する場所とする。

(定員)

第5条 本事業の定員は、6人以上19人以下とする。ただし、3歳以上児保育事業を行う保育ルームについては、児童一人当たりの面積を基準条例第29条に定める面積以上として定員を設定するものとする。

(休業日)

第6条 本事業の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、本事業の休業日を変更することができる。

(実施時間)

第7条 本事業の実施時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

ただし、延長保育を実施する保育ルームにあつては、午前7時30分から午後7時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、本事業の実施時間を変更することができる。

(利用条件)

第8条 本事業の利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 小規模保育事業のみを行う保育ルーム 1歳児クラス及び2歳児クラスとし、基準日（入園し、又は進級する年度の初日の前日をいう。以下同じ。）における年齢が満3歳未満で、利用月初日に満1歳に達しており、離乳食が完了している区内在住の保育を必要とする乳児・幼児（法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。以下同じ。）とする。なお、基準日に満3歳に達し退園する児童が、引き続き認可保育所等に入所することを保証するものではない。
- (2) 3歳以上児保育事業を行う保育ルーム 基準日における年齢が満6歳未満で、利用月初日に満1歳に達しており、離乳食が完了している区内在住の保育を必要とする乳児・幼児とする。

(職員体制)

第9条 本事業の実施は、施設長1名の外に、法第18条の18の規定により登録を受けている者、保育補助員及び調理担当職員が行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、嘱託医を指定するものとする。

(実施期間)

第10条 本事業の実施期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第21条に規定する支給認定の有効期間の範囲内において、保護者が希望する期間のうち、区長が必要と認める期間とする。

(利用時間)

第 11 条 本事業の利用時間（以下「利用時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育必要量（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）を 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）とする支給認定を受けている児童 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの範囲内で、当該保育必要量の範囲内において真に本事業の実施が必要と認められる時間
 - (2) 保育必要量を 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）とする支給認定を受けている児童 午前 9 時から午後 5 時までの範囲内で、当該保育必要量の範囲内において真に本事業の実施が必要と認められる時間
- 2 前項第 1 号に掲げる児童に係る利用時間は、8 時間を原則とするものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、利用時間を別に定めることができる。

(利用開始日)

第 12 条 本事業の利用開始日は、区長が第 14 条に規定する利用承認を行った日が属する月の翌月の初日とする。ただし、区長が当該利用承認を行った日が月の初日である場合は、当該月の初日とする。

(利用申請)

第 13 条 本事業の利用申請（以下「利用申請」という。）は、新宿区保育ルーム事業利用申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

(利用承認)

- 第 14 条 区長は、利用申請を行った者（以下「利用申請者」という。）の中から、別に定める優先順位の高い者から本事業に係る利用の承認（以下「利用承認」という。）を行うものとする。
- 2 新宿区保育の実施に関する要綱（平成 13 年 12 月 21 日 13 新福保第 1055 号。以下「要綱」という。）第 4 条から第 6 条までの規定は、利用承認について準用する。
- 3 区長は、利用承認を行った場合には、利用申請者に当該利用承認に係る利用申請者に新宿区保育ルーム事業利用承認書（第 2 号様式）を交付するとともに、施設長に新宿区保育ルーム事業利用承認通知書（第 3 号様式）を交付するものとする。

(利用の承認手続きの特例)

第 14 条の 2 区長は、新宿区保育所等の利用調整及び保育の実施に関する規則（平成 27 年新宿区規則第 27 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の決定（法第 24 条第 3 項の要請の実施に係るものに限る。）を行った場合において、当該要請の結果保育ルーム事業の利用が決定したときは、当該決定に係る児童について受けた規則第 3 条第 1 項の規定による申込みを当該児童に係る利用申請と、当該決定を当該決定に係る児童に係る利用承認と、それぞれみなすことができる。この場合において、区長は前条第 3 項に規定する通知（施設長に対するものを除く。）を省略することができる。

(利用の不承認)

- 第 15 条 規則第 10 条及び要綱第 8 条の規定は、利用申請に対し、区長が行う本事業の利用の不承認について準用する。
- 2 区長は、前項の不承認とする決定を行った場合には、当該不承認に係る利用申請者に新宿区保育ルーム事業利用不承認書（第 4 号様式）を交付するものとする。

(利用承認の取消し)

- 第 16 条 区長は、本事業の利用の開始前に、次の各号のいずれかの場合には、利用承認を取り消すものとする。
- (1) 利用承認に係る児童の保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条に規定する事由に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用承認に係る児童の保護者が本事業の利用について辞退の申出を行ったとき。
 - (3) 利用承認に係る児童が第 8 条に規定する利用条件を満たさなくなったとき。
 - (4) 疾病その他の理由により、利用承認に係る児童に係る本事業の利用が困難であると施設長が認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定による利用承認の取消しを行った場合は、当該利用承認を受けた者に新宿区保育ルーム事業利用承認取消通知書（第 5 号様式）を交付するものとする。

(利用の解除)

- 第 17 条 区長は、本事業の利用の開始後に、次の各号のいずれかの場合には、利用を解除するものとする。
- (1) 利用承認に係る児童又は当該児童の保護者が前条第 1 項各号のいずれかの場合に該当したとき。
 - (2) 保護者から退園届けがあったとき。
 - (3) 2 か月以上利用承認に係る児童が本事業を利用しないとき（区長が特に認めたときを除く。）。
 - (4) その他区長が特に必要と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定による利用承認の解除を行った場合は、当該利用承認を受けた者に新宿区保育ルーム事業

利用解除通知書（第6号様式）を交付するものとする。

（解除の特例）

第18条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、第14条第1項の規定に基づき承認の決定を受けている者が新宿区外に転居した場合において継続して保育の実施を希望するときは、当該承認する決定の年度に限り、当該承認する決定に係る保育の実施の期間内で継続して保育の実施を受けることができる。

（利用の停止）

第19条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、2か月の範囲内で、利用承認に係る児童に係る本事業の利用を停止すること（以下「利用の停止」という。）ができる。ただし、区長が特に必要であると認める場合は、当該期間を超えて当該児童に係る利用の停止を行うことができる。

(1) 当該児童が疾病により一時的に本事業を利用することができないとき。

(2) その他伝染病の発生、集団中毒の発生、火災等により本事業が実施することができないとき。

2 利用承認に係る児童の保護者は、前項第1号に該当することにより利用の停止に係る措置を受けようとするときは、各種届書（第7号様式）に診断書等を添えて区長に届け出るものとする。

3 第1項第1号に該当することによる利用の停止は、区長が前項の規定により各種届書及び診断書等を受理した日が属する月の翌月の初日から当該月の末日まで行うものとする。ただし、区長が当該各種届書及び診断書等を受理した日が月の初日である場合は、当該月の初日から行うものとする。

4 区長は、利用の停止を行った場合には、当該利用の停止に係る保護者及び施設長に対し、新宿区保育ルーム事業利用停止通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（利用料）

第20条 区長は、本事業を実施したときは、支給認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者という。）から本事業の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を毎月末に徴収する。

2 利用料の月額額は、新宿区における地域型保育事業の保育料に関する要綱（平成27年3月10日付け26新子保運第4647号）により定める額とし、3歳以上児保育事業に係る同要綱の適用については、当該事業を小規模保育事業とみなす。

3 利用料には、給食代を含むものとする。

4 利用料の月額額は、利用の停止が月の途中に行われた場合においても同額とする。

（過誤納金）

第21条 区長は、利用料に係る過誤納金があるときは、遅滞なく、これを還付するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に納入すべき利用料がある場合には、当該者の了解を得て、これを充当する。

2 区長は、前項の規定により過誤納金を還付するときは利用料過誤納金還付通知書（第9号様式）により、同項の規定により過誤納金を利用料に充当するときは利用料過誤納金充当通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用申請及び利用承認その他の施行日以後の保育ルーム事業の実施に関し必要な手続については、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育ルームえどがわ園に係る利用申請及び利用承認その他の施行日以後の保育ルーム事業の実施に関し必要な手続については、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。